

国自旅第200号の2
平成28年11月 1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達
したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。



(別添)

国自旅第200号
平成28年11月 1日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」(平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号)の一部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計られたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について(平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号)

	改	正	現	行	
制定	平成11年12月13日 自環第241号	自旅第128号 自環第241号	自旅第128号 自環第241号	自旅第128号 自環第241号	制定 平成11年12月13日 国自旅第35号
一部改正	平成13年3月29日 国自旅第35号	国自旅第159号	国自旅第159号	国自旅第159号	一部改正 平成13年3月29日 国自旅第35号
一部改正	平成14年1月30日 国自旅第69号	国自旅第159号	国自旅第159号	国自旅第159号	一部改正 平成14年1月30日 国自旅第69号
一部改正	平成14年7月1日 国自旅第138号	国自旅第69号	国自旅第69号	国自旅第69号	一部改正 平成14年7月1日 国自旅第138号
一部改正	平成16年6月30日 国自旅第76号	国自旅第138号	国自旅第138号	国自旅第138号	一部改正 平成16年6月30日 国自旅第76号
一部改正	平成17年4月28日 国自旅第226号	国自旅第226号	国自旅第226号	国自旅第226号	一部改正 平成17年4月28日 国自旅第226号
一部改正	平成18年1月20日 国自旅第23号	国自旅第23号	国自旅第23号	国自旅第23号	一部改正 平成18年1月20日 国自旅第23号
一部改正	平成18年4月28日 国自旅第226号	国自旅第226号	国自旅第226号	国自旅第226号	一部改正 平成18年4月28日 国自旅第226号
一部改正	平成18年1月20日 国自旅第183号	国自旅第183号	国自旅第183号	国自旅第183号	一部改正 平成18年1月20日 国自旅第183号
一部改正	平成18年9月29日 国自旅第107号	国自旅第107号	国自旅第107号	国自旅第107号	一部改正 平成18年9月29日 国自旅第107号
一部改正	平成19年7月25日 国自旅第117号	国自旅第117号	国自旅第117号	国自旅第117号	一部改正 平成19年7月25日 国自旅第117号
一部改正	平成20年6月27日 国自旅第146号	国自旅第146号	国自旅第146号	国自旅第146号	一部改正 平成20年6月27日 国自旅第146号
一部改正	平成21年9月29日 国自旅第117号	国自旅第117号	国自旅第117号	国自旅第117号	一部改正 平成21年9月29日 国自旅第117号
一部改正	平成25年10月31日 国自旅第436号	国自旅第436号	国自旅第436号	国自旅第436号	一部改正 平成25年10月31日 国自旅第436号
一部改正	平成26年1月24日 国自旅第172号	国自旅第172号	国自旅第172号	国自旅第172号	一部改正 平成26年1月24日 国自旅第172号
一部改正	平成26年10月10日 <u>国自旅第200号</u>	<u>国自旅第200号</u>	<u>国自旅第200号</u>	<u>国自旅第200号</u>	一部改正 平成26年10月10日 <u>国自旅第200号</u>
					各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿
					自動車局長 殿

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について

1 略 略
2 略 略

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針
以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項）
(1)、(2) (略)
(3) 事業用自動車
① (略)
② 事業用自動車
(イ) 申請者が使用権原を有するものであること。
(ロ) 事業用自動車として使用しようとする自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合、運輸開拓を実施する計画があること。
路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があること。

- (4) ~ (11) (略)
(12) 許可等に付す条件等
①、② (略)
③ 許可に際しては、営業所に常時設置され、インターネットに接続されたパソコンを全ての営業所に設置するとともに、当該パソコンに制度改正等に関する情報等を配信するためのメールアドレス（メールアドレスを変更した場合は変後のメールアドレス）を運輸局等に対して通知する旨の条件を付すこととする。

2. ~ 8. (略)

- 附 則（平成14年1月30日 国自旅第159号）
1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1 (10) ②、2 (2) ①及び2 (2) ②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年6月27日 国自旅第69号）
本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

- 附 則（平成14年6月27日 国自旅第69号）
1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1 (10) ②、2 (2) ①及び2 (2) ②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日 国自旅第 138 号、国自総第 76 号）
本処理方針は、平成 16 年 8 月 1 日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成 17 年 4 月 28 日 国自旅第 23 号）
本処理方針は、平成 18 年 4 月 28 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 18 年 1 月 20 日 国自旅第 26 号）
本処理方針は、平成 18 年 2 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日 国自旅第 183 号）
本処理方針は、平成 18 年 10 月 1 日以降の処分から適用する。

附 則（平成 19 年 7 月 25 日 国自旅第 107 号）
本処理方針は、平成 19 年 9 月 10 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
1. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成 15 年 3 月 18 日、国自整第 216 号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から 2 年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から 2 年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成 20 年 6 月 27 日 国自旅第 117 号）
本処理方針は、平成 20 年 7 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 21 年 9 月 29 日 国自旅第 146 号）
本処理方針は、平成 21 年 10 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日 国自旅第 271 号）
本処理方針は、平成 25 年 11 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 26 年 1 月 24 日 国自旅第 436 号）
本処理方針は、平成 26 年 1 月 27 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 26 年 10 月 10 日 国自旅第 172 号）
本処理方針は、平成 26 年 10 月 17 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日 国自旅第 138 号、国自総第 76 号）
本処理方針は、平成 16 年 8 月 1 日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成 17 年 4 月 28 日 国自旅第 23 号）
本処理方針は、平成 18 年 4 月 28 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 18 年 1 月 20 日 国自旅第 226 号）
本処理方針は、平成 18 年 2 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日 国自旅第 183 号）
本処理方針は、平成 18 年 10 月 1 日以降の処分から適用する。

附 則（平成 19 年 7 月 25 日 国自旅第 107 号）
本処理方針は、平成 19 年 9 月 10 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
1. 本処理方針は、平成 19 年 9 月 10 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成 15 年 3 月 18 日、国自整第 216 号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から 2 年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から 2 年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成 20 年 6 月 27 日 国自旅第 117 号）
本処理方針は、平成 20 年 7 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 21 年 9 月 29 日 国自旅第 146 号）
本処理方針は、平成 21 年 10 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日 国自旅第 271 号）
本処理方針は、平成 25 年 11 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 26 年 1 月 24 日 国自旅第 436 号）
本処理方針は、平成 26 年 1 月 27 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成 26 年 10 月 10 日 国自旅第 172 号）
本処理方針は、平成 26 年 10 月 17 日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年11月1日 国自旅第200号）
本処理方針は、平成28年12月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。ただし、1. (12)③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものとする。

日バス協業第341号
平成28年11月2日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 上杉 雅彦

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の一部改正について、国土交通省自動車局長より通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 川合・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016